

事務連絡  
平成24年11月7日

各国公立大学施設担当部長  
各国公立高等専門学校施設担当部長  
文部科学省各施設等機関施設担当部長  
各大学共同利用機関法人機構施設担当部長 殿  
文部科学省関係各独立行政法人施設担当部長  
各都道府県私立学校施設主管部長  
各都道府県教育委員会施設主管部長

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長

既設エレベーターの安全性の確認及び戸開走行保護装置の設置について

平成24年10月31日、石川県金沢市内のホテルにおいて、エレベーターの扉が開いた状態で上昇したかご床と乗り場枠との間に清掃会社の従業員が挟まれ亡くなるという痛ましい事故が発生しました。

これを受けて、国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主務部長宛てに、別紙のとおり、戸開走行保護装置の設置の促進等について通知されております。

文教施設等におけるエレベーターの安全性の確保については、これまでも「エレベーターの利用における安全性の確保について」(平成18年6月6日付け事務連絡)等により、適切な対応をお願いしてきたところですが、貴管理の文教施設等においてエレベーターが設置されている場合には、保守点検結果による不具合の状況の確認を行うとともに、別紙通知も踏まえて、既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置等により、一層の安全性の確保を図るようお願いいたします。

なお、このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県においては所轄の専修学校及び各種学校を含めた私立学校に対して周知願います。

(本件連絡先)

大臣官房文教施設企画部施設企画課  
防災推進室防災推進係 岩井・追川  
電話：03-5253-4111(内線2235)

写

国住指第3008号  
平成24年11月6日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



## 戸開走行保護装置の設置の促進及び設置済みマークの活用について

去る10月31日、石川県金沢市内のホテルにおいてエレベーターの戸開走行による死亡事故が発生したことは、誠に遺憾である。

国土交通省においては、平成18年6月のシティハイツ竹芝エレベーター事故等を受け、エレベーターの安全に係る技術基準の見直しを行い、平成21年9月28日以降に着工されたエレベーターについては、建築基準法施行令第129条の10第3項第1号に規定する安全装置（以下「戸開走行保護装置」という。）の設置を義務付けているところである。

既設エレベーターについても、エレベーターの安全性確保のため戸開走行保護装置の積極的な設置を促進することが急務であることから、国土交通省においては、平成23年8月に社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において取りまとめられた「既設エレベーターの安全性確保に向けて 報告書」における提言を踏まえ、既設エレベーターの安全性確保に向けた措置を講じてきたところである。

現在、今回の事故については、社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会により事故原因の究明が行われているところであるが、かかる事故の発生を防止するため、当面の間、貴職におかれては、下記により、既設エレベーターの一層の安全性の確保を図らねたい。なお、更なる戸開走行保護装置の設置促進策については、今後検討の上通知する予定であることを申し添える。

また、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関並びに建築関係諸団体に対しても、この旨周知方お願いする。

## 記

1. 建築基準法第12条第3項の規定に基づく定期報告等の機会を活用して、既設エレベーターの所有者・管理者に対して、既設エレベーターへの戸開走行保護装

置の設置を指導するとともに、戸開走行保護装置が設置されているエレベーターについては設置済みマークの表示を指導するなど一層の安全性の確保を図ること。

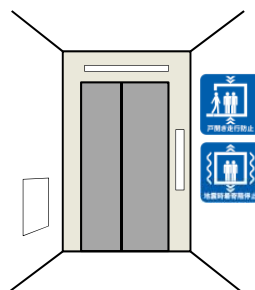
2. 貴管内の公的建築物等の所有者・管理者に対して、既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置及び設置済みエレベーターへのマークの表示を指導すること。

一般の利用者にとって戸開走行保護装置等が設置されているエレベーターかどうかを容易にわかるマークをエレベーター内の見やすい場所に表示する任意制度を平成24年8月より運用を開始。



### 戸開走行保護装置

駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合や、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、自動的にかごを制止し、人が挟まれること防止する装置(建築基準法施行令第129条の10第3項第1号)。



### 地震時管制運転装置

地震発生初期の微震動(P波)を感知し、本震(S波)が到達する前に最寄り階に自動運転し乗客をエレベーター外へ避難させることにより、かご内への閉じ込めを未然に防ぐことができる装置(建築基準法施行令第129条の10第3項第2号)。